

## 【重要】令和8年度からの郵送でのお申し込み方法及び送付運用の変更について

一般社団法人山口県労働基準協会岩国支部

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当支部の講習運営に対し、多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当支部ではこれまで受講票および請求書の郵送料を支部にて負担してまいりました。しかしながら、近年の郵便料金値上げや事務コストの増大、ならびに他支部との運用統一を鑑み、慎重に検討を重ねました結果、**令和8年度（令和8年4月1日お申し込み分）**より、下記の通りお申し込み方法を変更させていただきます。

受講者の皆様にはご負担をおかけいたしますが、円滑な講習運営のため、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

敬具

記

### 1. 変更内容：岩国支部会員外の企業様・個人様の返信用封筒の同封について

講習お申し込み時に、宛名を明記し封筒に応じた切手を貼付した「返信用封筒」の同封を必須とさせていただきます。

### 2. 窓口以外の受付方法の変更（重要）

返信用封筒の同封が必要となることに伴い、窓口以外の受付方法が以下の通り変更となります。※現金書留郵便でのお申し込みも含まれます。

区 分	技能講習（要証明写真）	特別教育（証明写真不要）
岩国支部会員 <small>（ご登録住所・会社名への発送となります）</small>	郵送 （返信用封筒不要）	FAX 又は 郵送 （返信用封筒不要）
それ以外の方	郵送 （要返信用封筒・切手）	郵送のみ （要返信用封筒・切手）

※ご注意：

岩国支部会員外の企業様・個人様、または登録住所に登録社名で請求書をお送りすることが出来ない方におかれましては、**特別教育についても FAX での受付は不可**となります。

窓口で現金を添えてお申し込み頂くか、または必ず切手を貼った返信用封筒を同封して

「郵送」にてお申し込みください。※FAX 不可

なお、登録名で登録住所にお送りする岩国支部会員の企業様はこれまで通りで変更はありません。

### 3. 適用開始日

令和8年4月1日からの講習お申し込み分より

### 4. 岩国支部会員の皆様へのご対応

登録住所・登録社名へお送りする岩国支部会員様に限り、引き続き返信用封筒の同封はこれまで通り原則不要（当支部負担）とさせていただきます。

### 5. お願い

- ・人数変更や内容書替え等、受講者様都合による請求書「再発行」の際は、会員様であっても返信用封筒を頂戴いたしますのでご了承ください。
- ・複数名分をまとめて申し込む際は、返信用封筒は1通で構いません。
- ・受講票と請求書は同じ住所への送付となりますので、分けて郵送ご希望の際はそれぞれの返信用封筒を同封してください。  
※「請求書は会社宛、受講票は受講生宛」という場合等。岩国支部会員の方も2通目からは返信用封筒を頂戴いたしますので何卒ご了承ください。
- ・返信用封筒の同封がない、または「切手不足」等の場合は、発送が大幅に遅れたり受付ができない場合がございます。
- ・窓口で申込書を提出し、請求書を受け取りご希望の方は事前に FAX かお電話で1営業日前までにお知らせ下さい。事前連絡なき場合はお時間を頂くことになりますのでご了承ください。

---

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

一般社団法人山口県労働基準協会岩国支部

電話番号：0827-21-4403

---